

平成十年厚生省令第五号

理容師養成施設指定規則

第三条第四項の規定に基づき、理容師養成施設指定規則を次のように定める。

(一) (この省令の趣旨)  
理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)

四号。以下「法」という。)第三条第三項に規定する理容師養成施設の指定に関しては、この規則を定めるところによる。

(二) (省令の定めるところによる)  
省令の定めるところによる。

(三) (養成課程)  
第二条法第三条第三項に規定する理容師養成施設における養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。

(四) (昼間課程と夜間課程とは、併せて設けることができる。  
通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設ける理容師養成施設又はこれらを併せて設ける理容師養成施設に限って、これを設けることができる。

(五) (通信課程は、昼間課程、夜間課程又は通信課程には、昼間課程又は夜間課程に美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師になるのに必要な知識及び技能を修得していないうちを対象とする教科課程を設けている場合に限つて、当該美容師養成施設において美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)第十二条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者を対象とする教科課程(以下「美容修得者課程」という。)を設けることができる。

(六) (指定の申請手続)  
第三条法第三条第三項に規定する指定を受けようとする理容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、理容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて理容師養成施設を設立しようとする日の四月前までに、当該指定に係る理容師養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(一) 理容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日  
(二) 設立者の住所及び氏名(法人又は団体については、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名)

(三) 養成課程の別

五 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別

六 生徒の定員及び学級数

七 入所の時期

八 入所資格

九 修業期間、教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総単位数(通信課程にあっては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の単位数)

十 入学料、授業料及び実習費の額

十一 理容実習のモデルとなる者の選定その他

配置図及び平面図

十二 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の十二の二 設備の状況

十三 設立者の資産状況及び理容師養成施設の経営方法

十四 指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

十五 入学料、授業料及び実習費の額

十六 入学料、授業料及び実習費の額

十七 入学料、授業料及び実習費の額

十八 入学料、授業料及び実習費の額

十九 入学料、授業料及び実習費の額

二十 入学料、授業料及び実習費の額

二十一 入学料、授業料及び実習費の額

二十二 入学料、授業料及び実習費の額

二十三 入学料、授業料及び実習費の額

二十四 入学料、授業料及び実習費の額

二十五 入学料、授業料及び実習費の額

二十六 入学料、授業料及び実習費の額

二十七 入学料、授業料及び実習費の額

二十八 入学料、授業料及び実習費の額

二十九 入学料、授業料及び実習費の額

三十 入学料、授業料及び実習費の額

三十一 入学料、授業料及び実習費の額

三十二 入学料、授業料及び実習費の額

三十三 入学料、授業料及び実習費の額

三十四 入学料、授業料及び実習費の額

三十六 入学料、授業料及び実習費の額

三十七 入学料、授業料及び実習費の額

三十八 入学料、授業料及び実習費の額

三十九 入学料、授業料及び実習費の額

四十 入学料、授業料及び実習費の額

四十一 入学料、授業料及び実習費の額

四十二 入学料、授業料及び実習費の額

四十三 入学料、授業料及び実習費の額

四十四 入学料、授業料及び実習費の額

四十五 入学料、授業料及び実習費の額

四十六 入学料、授業料及び実習費の額

四十七 入学料、授業料及び実習費の額

四十八 入学料、授業料及び実習費の額

四十九 入学料、授業料及び実習費の額

五十 入学料、授業料及び実習費の額

五十一 入学料、授業料及び実習費の額

五十二 入学料、授業料及び実習費の額

五十三 入学料、授業料及び実習費の額

五十四 入学料、授業料及び実習費の額

五十五 入学料、授業料及び実習費の額

五十六 入学料、授業料及び実習費の額

五十七 入学料、授業料及び実習費の額

五十八 入学料、授業料及び実習費の額

五十九 入学料、授業料及び実習費の額

六十 入学料、授業料及び実習費の額

六十一 入学料、授業料及び実習費の額

六十二 入学料、授業料及び実習費の額

六十三 入学料、授業料及び実習費の額

六十四 入学料、授業料及び実習費の額

六十五 入学料、授業料及び実習費の額

六十六 入学料、授業料及び実習費の額

六十七 入学料、授業料及び実習費の額

六十八 入学料、授業料及び実習費の額

六十九 入学料、授業料及び実習費の額

七十 入学料、授業料及び実習費の額

七十一 入学料、授業料及び実習費の額

七十二 入学料、授業料及び実習費の額

ニ 理容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものである。

ホ 理容師養成施設の長は、専ら理容師養成施設の管理に当たることのできる者である。

ヘ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によつて算出された人數(その数が五人未満であるときは、五人)ただし、昼間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においては、二人未満であることを認められるものである。

ト 教員は、別表第三の上欄に掲げる課目における授業を、二人未満であるときは、二人以上であり、かつ、これらによって算出された人數が二人未満であるときは、二人未満であることを認められるものである。

ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、専任の者の数は、生徒二百人以下で、かつ、それぞれ同表の下欄に該当する者であります。

ロ 修業期間は、三年以上である。ただし、美容修得者課程の修業期間は、一年六ヶ月以上であること。

イ 第一号のイ、ハ(単位数に係る基準を除く)、ニ、ト、リ、ヨ及びタに該当すること。

三 通信課程に係る基準

ホ 第一号のイ、ハ(単位数に係る基準を除く)、ニ、ト、リ、ヨ及びタに該当すること。

ロ 修業期間は、三年以上であること。ただし、専任の者の数は、生徒二百人以下で、かつ、理容師の養成に適當であることを認められるものである。

チ 同時に授業を行う一学級の生徒数は、四十人以下とすること。

ト 卒業の認定の基準が適當であると認められたこと。

チ 同時に授業を行う一学級の生徒数は、四十人以下とすること。

リ 卒業の認定の基準が適當であると認められたこと。

ヌ 校舎は、教員室、事務室、図書室、同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室及び適當な数の専用の実習室を備えているものであること。

ル 普通教室の面積は、生徒一人当たり一・六五平方メートル以上であること。

ヲ 実習室の面積は、生徒一人当たり一・六五平方メートル以上であること。

ワ 建物の配置及び構造設備は、又からおままで定めるもののほか、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。

カ 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有するものであることを。

ヤ 入学料、授業料及び実習費は、それぞれ当該養成施設の運営上適當と認められる額であることを。

カ 入学料、授業料及び実習費は、それぞれ當該養成施設の運営上適當と認められる額であることを。

タ 経営方法は、適切かつ確実なものであることを。

イ 前号(ヘを除く)に該当するものであることを。

カ 教員の数は、別表第一に掲げる算式によつて算出された人數(その数が四人未満であるときは、四人)ただし、夜間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においては、二人未満であることを認められるものである。

ロ 修業期間は、二年以上である。ただし、美容修得者課程の修業期間は、一年以上である。

ハ 教科目及び単位数は、別表第一(美容修得者課程については別表第一の二)に定めるとおりであることを。

カ 修業期間は、二年以上である。ただし、夜間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においては、一年以上である。

タ 経営方法は、別表第一に掲げる算式によつて算出された人數(その数が四人未満であるときは、四人)ただし、夜間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においては、二人未満であることを認められるものである。

カ 入学料、授業料及び実習費は、それぞれ當該養成施設の運営上適當と認められる額であることを。

タ 経営方法は、適切かつ確実なものであることを。



第六条の規定に違反したとき、又はその設立者若しくは長が前第三項の規定による指示に従わないとき若しくは定員を超えて生徒を入所させているときは、その指定を取り消すことができる。

2 第七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

第二条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過規定)

第二条 この省令の施行の際現に理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号)による改正前の理容師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「旧規則」という。)第十一条第一項の規定により提出されている申請書は、第三条第一項の規定により提出されているものとみなす。

第三条 指定養成施設(第四条第二項の規定により、入所資格について設定された特別の基準が適用されるものを除く。)は、第四条第一項第一号の規定にかかわらず、当分の間、学校教育法第五十七条に規定する者(理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第一百九号。以下「改正法」という。)附則第五条第二項に規定する者を含む。)を入所させることができる。この場合において、指定養成施設の長は、理容師法施行規則附則第六条第一号に規定する講習を実施しなければならない。

第四条 この省令の施行の日の前日において改正法による改正前の理容師法第三条第四項の規定による指定を受けていた理容師養成施設(以下「旧指定養成施設」という。)については、平成十一年三月三十一日までの間は、第四条第一項第一号へ及び第二号ロの規定中「二分の一」とあるのは「三分の一」とし、同条第一項第一号(図書室に関する部分に限る。)、又及びヲの規定は適用しない。

第五条 この省令の施行の日の前日において一年以上継続して旧指定養成施設において旧規則別表第二に掲げる消毒法(実習)又は理容理論(実習を含む。)の教員として勤務していた者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものは、第四条第一項第一号トの規定にかかわらず、当分の間、消毒法(実習)の教員にあつては別表第三に掲げる衛生管理又は理

容保健の教員と、理容理論(実習を含む。)の教員にあつては同表に掲げる理容技術理論又は理容実習の教員となることができる。

第六条 この省令の施行の日の前日において六年以上旧指定養成施設において旧規則別表第二に掲げる理容理論(実習を含む。)の教員として勤務していた者は、第四条第一項第一号トの規定にかかわらず、当分の間、別表第三に掲げる理容技術論又は理容実習の教員となることができる。

第七条 改正法附則第四条第二項の規定により、厚生大臣の指定がなおその効力を有するとされ、理容師養成施設については、旧規則第九条、第十二条及び第十二条の規定は、同項に規定する日までの間は、なおその効力を有する。

第八条 (平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一一二七号)抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一七年九月三〇日厚生労働省令第一五六号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二十五日厚生労働省令第一五一号)

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二九日厚生労働省令第二二号)抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二十五日厚生労働省令第一五一号)

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二九日厚生労働省令第二二号)抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二九日厚生労働省令第二二号)抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二九日厚生労働省令第二二号)抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

論又は理容運営管理の教員として勤務していた者は、新理容規則第四条第一項第一号ト及び別表第三の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることができる。

第四条 この省令の施行の日の前日において理容技術論又は理容実習の教員となる者が並びに美容師養成施設の衛生管理及び美容保健の課目の教員となることができる者並びに美容師養成施設指定規則第三条第一項第一号ト及び別表第三の規定による指定を受けた理容師養成施設及び旧理容規則第六条第二項の規定に基づき申請(新たに養成課程を設ける場合に限る。)を提出し、この省令の施行後に新理容規則第六条第一項の規定による承認を受けた理容師養成施設については、平成二十一年三月三十一日までの間は、新理容規則第四条第一項第一号リの規定は適用しない。

第五条 既存理容師養成施設、旧理容規則第三条第一項の規定に基づき申請を提出し、この省令の施行後に理容師法第三条第三項の規定による指定を受けた理容師養成施設又は旧理容規則第六条第二項の規定に基づき申請(新たに養成課程を設ける場合に限る。)を提出し、この省令の施行後に新理容規則第六条第一項の規定による承認を受けた理容師養成施設の設立者は、平成二十一年三月三十一日までの間、理容師養成施設の衛生管理又は理容保健の課目及び美容師養成施設の衛生管理又は美容保健の課目に係る同時授業規則」という。第四条第一項第一号ト及び別表第三並びに美容師養成施設指定規則(以下「新美容規則」という。)第三条第一項第一号ト及び別表第三の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間、理容師養成施設の衛生管理又は理容保健の課目及び美容師養成施設の衛生管理又は美容保健の課目に係る同時授業をいう。次条において同じ。)の教員となることができる。

(検討)

第六条 既存理容師養成施設の設立者は、平成二十一年五月三十一日までに新理容規則第三条第一項第十二号の規定に基づく校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図について変更しようとするときは、同規則第六条第一項の規定にかかわらず、その旨を記載した届出書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。

第七条 この省令の施行の日前になされたこの省令による改正前の理容師養成施設指定規則(以下「旧理容規則」という。)第三条第一項の規定に基づく申請(新たに養成課程を設ける場合に限る。)を行っている者は、新理容規則第六条第二項の規定による届出を行った者とみなす。

第八条 この省令の施行の日前になされた旧理容規則第六条第二項の規定に基づく申請(養成施設を廃止する場合に限る。)については、な

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に旧理容規則(以下「新理容規則」という。)第三条第一項の規定に基づく申請(生徒の定員を減ずる場合に限る。)を行っている者は、新理容規則第八条第二項の規定による届出を行つた者とみなす。

第三条 この省令の施行の日前になされた旧理容規則第六条第二項の規定に基づく申請(養成施設を廃止する場合に限る。)については、この省令による改正後の理容師養成施設指定規則(以下「新理容規則」という。)別表第三の規定にかかわらず、当分の間、當該課目の教員となることができる。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に第一條の規定による改正前の理容師養成施設指定規則第四条第一号ト及び別表第三の規定に基づき理容技術理論及び理容実習の課目の教員として勤務していた者は、第一條の規定による改正後の理容師養成施設指定規則(以下「新理容規則」という。)別表第三の規定にかかわらず、当分の間、當該課目の教員となることができる。

2 この省令の施行の際現に理容師の免許を受けた後、三年以上実務に従事した経験のある者であつて、平成二十九年三月三十日までの間ににおいて新理容規則別表第三理容技術理論実習の項の規定に基づき厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものは、新理容規則別表第三の規定にかかわらず、当分の間、理容技術理論及び理容実習の課目の教員となることができ

る。

**附 則** (平成二十九年三月三一日厚生労働省令第三十九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一 条の規定のうち理容師法施行規則様式

第一から第四までの改正規定、第四条の規定による改正規定、第五条のうち美容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第五条、第十三条及び第十

四条の規定 この省令の公布の日

二 第三条及び第七条の規定並びに附則第六条から第十条まで及び第十五条から第十九条までの規定 平成三十三年四月一日

(理容師養成施設に係る準備行為)

第四条 理容師法第三条第三項の指定を受けて第

三条の規定による改正後の理容師養成施設指定規則(以下「新理容師養成施設指定規則」とい

う)。第四条の基準に係る理容師養成施設を設けようとする者、新理容師養成施設指定規則第六条第二項の変更の承認を受けて新理容師養成施設指定規則第二条第四項に規定する美容修得者課程を設けようとする者又は新理容師養成施設指定規則第六条第二項の変更の承認を受けて新理容師養成施設指定規則第六条第二項の規定により、その指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定又は変更の承認の申請があつた場合には、第二号施行日前においても、新理容師養成施設指定規則第二条第四項、第三条第二項、第四条の二第二项又は第六条第二項の規定の例により、その指定又は変更の承認をすることができる。

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

この場合において、その指定又は変更の承認を受けた者は、第二号施行日において理容師法第三条第三項の指定又は新理容師養成施設指定規則第六条第二項の変更の承認を受けたものとなり、新理容規則別表第三理容技術理論実習の項の規定に基づき厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものは、新理容規則別表第三の規定にかかわらず、当分の間、理容技術理論及び理容実習の課目の教員となることができる。

**第五条** 厚生労働大臣は、第二号施行日前において、新理容師養成施設指定規則別表第三の規定により、同表衛生管理保健、香粧品化学、文化論又は運営管理の各項の規定による研修の認定をすることができる。

(理容師養成施設指定規則に係る経過措置)

第六条 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第三条の規定により同法第二条の規定による改正後の美容師法の規定による美容師試験を受けることができるものとされている者については、新理容師養成施設指定規則第二条第四項の規定の適用に当たっては、美容師法第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則第十七条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者とみなす。

四条の規定 この省令の公布の日

二 第三条及び第七条の規定並びに附則第六条から第十条まで及び第十五条から第十九条までの規定 平成三十三年四月一日

(理容師養成施設に係る準備行為)

四 第二号施行日の前日において現に理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第二十一号)附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が認定した研究者(以下「研究者」とい

う)は、第二号施行日前において理容師法第三条第三項の規定による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で理容師養成施設が定められた香粧品化学、文化論又は運営管理の各項の規定に基づき厚生労働大臣が認定した研究者(以下「研究者」とい

う)は、第二号施行日前において理容師法第三条第三項の規定による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で理容師養成施設が定められた研究者(以下「研究者」とい

必修科目	課目	別表第一	制度	別表第三		別表第二	別表第一の二
				選択科目	合計		
文化論	香粧品化学	一単位以上	単位数	四単位以上	四単位以上	単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で理容師養成施設が定められた香粧品化学、文化論又は運営管理の各項の規定に基づき厚生労働大臣が認定した研究者(以下「研究者」とい	
文化論	香粧品化学	二単位以上	小計	二十三単位以上	二十三単位以上		
文化論	香粧品化学	三単位以上		二十七単位以上	二十七単位以上		
文化論	香粧品化学	四単位以上		三十四単位以上	三十四単位以上		
文化論	香粧品化学	五単位以上		三十六単位以上	三十六単位以上		

衛生管理	化粧品
一 医師	五 司法修習生となる資格を得た者
二 歯科医師	六 所法（昭和二十二年法律第五十九号）による高等試験に合格した者又は裁判所の司法修習生となる資格を得た者
三 薬剤師	七 看護師
四 獣医師	八 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に
五 保健師	九 上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの
六 助産師	十 以上になる者
七 薬剤師	十一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において化学を修めた者
八 獣医師	十二 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定二関スル規程（大正十一年文部省令第四号）第六条第五号の規定により許可を受けた学校又は同条第七号の規定に基づく昭和十五年十月文部省告示第五百六十九号（実業学校教員検定二関スル規程第六条第七号により無試験検定を受けることができる者の指定の件）に掲げる学校若しくは養成所において化学を修めた者
九 保健師	十三 旧教員免許令に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有するものとみなされる者
十 獣医師	十四 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者

文化論
一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて当該学校において美術を修めた者
二 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者
三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者
四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの
（一）一から三までに定める者に準ずると認められる者
（二）理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの
（三）一から三までに定める者に準ずると認められる者
（四）理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの
（五）高等学校若しくは中学校の経済の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者
（六）高等学校若しくは中学校の経営学又は会計学を修めた者
（七）高等学校若しくは中学校の経営学又は会計学を修めた者
（八）高等学校若しくは中学校の経営学又は会計学を修めた者
（九）高等学校若しくは中学校の経営学又は会計学を修めた者
（十）高等学校若しくは中学校の経営学又は会計学を修めた者
（十一）高等学校若しくは中学校の経営学又は会計学を修めた者
（十二）高等学校若しくは中学校の経営学又は会計学を修めた者
（十三）高等学校若しくは中学校の経営学又は会計学を修めた者
（十四）高等学校若しくは中学校の経営学又は会計学を修めた者

運営管理
一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者
二 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有するものとみなされる者
三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の公民の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者

選択される者	実習	理容	技術	理	理	文
課目	選択される者	理容	理容	容	容	化
一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者	二 一から三までに定める者に準ずると認められる者	三 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	四 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	五 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの
二 一から三までに定める者に準ずると認められる者	三 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	四 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	五 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの
三 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	四 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	五 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの
四 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	五 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの				
五 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの
六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの	六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの

会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者

四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの

（一）一から三までに定める者に準ずると認められる者

（二）理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に定めた研修の課程を修了したもの

（三）教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の公民の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者